

指宿市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民一人ひとりが人権の主体者であり、個性の違いを豊かさとして認め合い、いのちと人権を尊重する「みんなが仲良く暮らせるまち指宿市」を実現するため、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、相互に責任を持って協力し合う2者の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある2者が、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。
- (3) 申告 パートナーシップの関係にある2者が、市内に転入する前に他の地方公共団体において、第6条に規定する受領証又は受領カードに類する書類（以下「受領証等類似書類」という。）の交付を受けたこと及びパートナーシップを有することを市長に申し出ることをいう。

(宣誓対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第4条に規定する成年であること。
- (2) 共に宣誓をしようとする者のうち双方又はいずれか一方が市内に住所を有し、又は本市の区域内へ宣誓の日から原則として14日以内に転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 法第734条から第736条までの規定による婚姻をすることができないとされている者同士の関係（共に宣誓をしようとする者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている、又は養子縁組をしていたことにより当該関係に

該当する場合を除く。)にないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、双方が市職員の面前においてパートナーシップ宣誓書(第1号様式。以下「宣誓書」という。)に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 次に掲げるいずれかの書類

ア 宣誓しようとする者の双方又はいずれか一方が市内に住所を有している場合は、住所を有しているいずれか一方の住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書(宣誓日以前3月以内に発行されたものに限る。)又は個人番号カードの表面(以下「マイナンバーカード」という。)の写し

イ 宣誓をしようとする者の双方が市内に住所を有しない場合は、双方又はいずれか一方が本市に転入する予定が記載された転出証明書の写し又はそれに類する書類

(2) 独身証明書又は戸籍抄本(宣誓日以前3月以内に発行されたもの。ただし、日本国籍を有していない者にあつては、現に婚姻していないことを証する書類)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第1号イに規定する書類を提出する者は、転入後原則14日以内に、本市に住所を有していることが分かる住民票の写し、住民票記載事項証明書又はマイナンバーカードの写しを提出するものとする。

3 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入できないと市長が認めるときは、市職員及び双方の立合いの下で、これを代筆させることができる。この場合において、代筆者が本人であることを確認するため、次項に規定する書類のいずれかを市長に提示するものとする。

4 宣誓をしようとする者は、第1項の宣誓書を提出したものが本人であることを確認するため、次に掲げる書類(以下「本人確認書類」という。)のいずれかを市長に提示するものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 在留カード

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証明書等であって、市長が適当と認めるもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類
(通称名の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、宣誓書に通称名を使用することができる。
(受領証等の交付)

第6条 市長は、宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に規定する要件を満たしていると認める場合は、当該者に対して、パートナーシップ宣誓書受領証(第2号様式)及びパートナーシップ宣誓書受領カード(第3号様式。以下これらを「受領証等」という。)並びに宣誓書の写しを交付するものとする。ただし、宣誓時点において宣誓をする双方が、市外に住所を有する場合は、第4条第2項に規定する必要書類を市長に提出した後に、受領証等を交付する。

(申告の方法等)

第7条 申告をしようとする者は、パートナーシップ宣誓継続申告書(第4号様式。以下「申告書」という。)に、受領書等類似書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 申告の方法等については、第3条から前条までの規定(第4条第1項第2号の規定を除く。)を準用する。この場合において、これらの規定中「宣誓」とあるのは「申告」と、「パートナーシップ宣誓書」とあるのは「パートナーシップ宣誓継続申告書」と、「宣誓日」とあるのは「申告日」と、「宣誓書」とあるのは「申告書」と読み替えるものとする。

(受領証等の再交付)

第8条 受領証等の交付を受けた者(以下「宣誓書受領者」という。)は、当該受領証等を紛失、き損又は汚損したときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書(第5号様式。以下「再交付申請書」という。)を市長に提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、き損又は汚損により受領証等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受領証等を添え、本人確認書類のいずれかを提示しなければならない。

2 前項の規定による受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見

したときは、速やかに当該受領証等を市長に返還しなければならない。

(受領証等の変更)

第9条 宣誓書受領者は、改姓、改名等により受領証等の記載事項又は宣誓書若しくは申告書に記載した戸籍名に変更が生じたときは、次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書（第6号様式。以下「変更届出書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しない。

(1) 受領証等

(2) 戸籍上の改姓又は改名の場合にあつては、戸籍抄本

(3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、変更届出書の提出があつたときは、本人確認書類のいずれかを確認し、当該宣誓書受領者に対し、変更後の受領証等を交付する。

(受領証等の返還)

第10条 宣誓書受領者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書（第7号様式。以下「返還届出書」という。）に交付された受領証等を添えて市長に返還しなければならない。

(1) 双方の意思によりパートナーシップ関係が解消されたとき。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 第3条第2号から第4号までに掲げる要件に該当しなくなったとき（共に宣誓書受領者同士が婚姻したとき、又は宣誓書受領者が別に定める地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の首長に対して申告する場合を除く。）。

2 返還届出書を提出する場合は、本人確認書類のいずれかを提示する。

3 市長は、宣誓書受領者が別に定める地方公共団体へ転出し、当該地方公共団体の首長に対して申告した場合は、受領証等が返還されたものとみなすことができる。

(パートナーシップ宣誓の取消し)

第11条 市長は、宣誓書受領者が虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付を受けたことが判明したとき、又は受領証等を不正に使用したことが判明したときは、パートナーシップの宣誓を取り消すものとする。

2 宣誓書受領者は、前項の規定によりパートナーシップの宣誓を取り消された場合は、受領証等を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、パートナーシップの宣誓の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

（表）

パートナーシップ宣誓書

年 月 日

指宿市長 様

私たちは、指宿市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

宣誓者	フリガナ	フリガナ
	戸籍上の氏名 又は 通称名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	
代筆者	戸籍上の氏名 又は 通称名	

(裏)

パートナーシップの宣誓にあたっての確認書

私たちは、指宿市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づく「パートナーシップの宣誓」をするにあたって、次の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないことを確認し、同要綱の規定を守ることをここに誓います。

宣 誓 者		
戸籍上の氏名 ※外国籍の場合はそれに 準ずるもの		
通 称 名		
宣誓書受領証への 通称名の併記使用	<input type="checkbox"/> 併記する <input type="checkbox"/> 併記しない	<input type="checkbox"/> 併記する <input type="checkbox"/> 併記しない
転入予定の場合	(転入予定日) 年 月 日	(転入予定日) 年 月 日
電話番号	- -	- -
メールアドレス		
第3条第1号	<input type="checkbox"/> 成年に達している	<input type="checkbox"/> 成年に達している
第3条第2号	<input type="checkbox"/> 市内在住 <input type="checkbox"/> 市外在住 <input type="checkbox"/> 転入予定	<input type="checkbox"/> 市内在住 <input type="checkbox"/> 市外在住 <input type="checkbox"/> 転入予定
第3条第3号	<input type="checkbox"/> 配偶者及びパートナーシップの 関係にあるものがない	<input type="checkbox"/> 配偶者及びパートナーシップの 関係にあるものがない
第3条第4号	<input type="checkbox"/> お互い近親者ではない (直系血族、三親等内の傍系血族及び 直系姻族ではない。)	<input type="checkbox"/> お互い近親者ではない (直系血族、三親等内の傍系血族及び 直系姻族ではない。)
	<input type="checkbox"/> パートナーシップに基づき養子 縁組をしている又はしていたこと により近親者となった	<input type="checkbox"/> パートナーシップに基づき養子 縁組をしている又はしていたこと により近親者となった

【市職員記入欄】 本人確認書類

宣誓者 ()	宣誓者 ()	代筆者 ()
個人番号カード、旅券、在留カード、 官公署が発行した本人の顔写真が 貼付された免許書等、その他 ()	個人番号カード、旅券、在留カード、 官公署が発行した本人の顔写真が 貼付された免許書等、その他 ()	個人番号カード、旅券、在留カード、 官公署が発行した本人の顔写真が 貼付された免許書等、その他 ()

パートナーシップ宣誓書受領証

様

様

宣誓日 年 月 日

ここにお二人が、指宿市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

人生のパートナーとして相互に協力し合い、共に歩まれるお二人の幸せを願います。

年 月 日

指宿市長



(裏)

この宣誓書受領証を提示された方へ

指宿市は、市民一人ひとりがかげがえのない存在であり、個性は多様であることを認め合い、いのちと人権を尊重する「みんなが仲良く暮らせるまち指宿市」の実現を目指しております。

この受領証は、指宿市が、宣誓者のお二人は人生のパートナーとして認め合い、相互に責任を持って協力し合う婚姻関係と同等の条件を満たしていることを証明し、発行します。

この受領証の提示を受けた方は、その趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項



緊急連絡先（自由記載）

宣誓者名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
戸籍名 (通称名を使用の場合)		

備考 個人情報になりますので、宣誓書受領者と十分に協議し、慎重に取り扱ってください。

第3号様式（第6条関係）

（表）

	第 _____ 号
パートナーシップ宣誓書受領カード	
宣誓日	年 月 日
【本人】	【パートナー】
ここに二人が、指宿市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
人生のパートナーとして相互に協力し合い、共に歩まれるお二人の幸せを願います。	
年 月 日	指宿市長 

（裏）

この宣誓書受領カードを提示された方へ	
この受領カードは、指宿市が、宣誓者のお二人は人生のパートナーとして認め合い、相互に責任を持って協力し合う婚姻関係と同等の条件を満たしていることを証明し、発行します。	
この受領カードの提示を受けた方は、その趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。	
特記事項	
緊急連絡先（自由記載欄）	
指宿市総務部健幸・協働のまちづくり課 0993(22)2111(代表)	

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

指宿市長 様

パートナーシップ宣誓継続申告書

私たちは、指宿市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、転入前の地方公共団体において証明書等類似書類を交付されたこと及び次に掲げる事項の申告をします。

申 告 者		
戸籍上の氏名 ※外国籍の場合はそれに準ずるもの		
通 称 名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
転入予定の場合	(転入予定日) 年 月 日	(転入予定日) 年 月 日
電話番号	- -	- -
メールアドレス		

確認事項(該当項目に「✓」をつける)		
第7条	パートナーシップの関係を維持している	
第3条第1項	2人とも、成年に達している	
第3条第2項	2人のうちいずれか一方が市内に住所を有している（予定者も含む）	
第3条第3項	2人とも配偶者かつ申告する者以外の者とパートナーシップにない	
第3条第4条	お互い近親者ではない（パートナーシップに基づき養子縁組をしている、又はしていたことにより近親者となった者は除く。）	

【市職員記入欄】本人確認書類

宣誓者（ ）	宣誓者（ ）	代筆者（ ）
個人番号カード、旅券、在留カード、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許書等、その他（ ）	個人番号カード、旅券、在留カード、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許書等、その他（ ）	個人番号カード、旅券、在留カード、官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許書等、その他（ ）

指宿市長 様

（申請者）住 所

氏 名

（通称名可）

電話番号

パートナーシップ宣誓書受領証等変更届出書

指宿市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の変更を申請します。

宣 誓 者		
宣誓書受領証 の氏名	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
生年月日		
宣 誓 日		
その他の変更	(変更前)	(変更前)
	(変更後)	(変更後)
変更の理由	<input type="checkbox"/> 改姓・改名 <input type="checkbox"/> その他 ()	

【市職員記入欄】

本人確認書類 ※宣誓者及び代筆者 <input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証等 <input type="checkbox"/> その他 ()
--

年 月 日

指宿市長 様

（申請者）住 所

氏 名

（通称名可）

電話番号

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届出書

指宿市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条第1項の規定により、パートナーシップ宣誓書受領証等の返還を届け出ます。

宣 誓 者		
戸籍上の氏名 又は通称名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
宣 誓 日	年 月 日	
返還の理由	<input type="checkbox"/> パートナーシップを解消した <input type="checkbox"/> 双方が共に市内に住所を有しなくなった <input type="checkbox"/> 一方又は双方が要件を満たさなくなった (具体的な理由：) <input type="checkbox"/> その他（具体的な理由：)	

【添付書類】

パートナーシップ宣誓書受領証等

※宣誓書受領証等を添付できない場合の理由

紛失 その他 ()

【市職員記入欄】

本人確認書類	※宣誓者及び代筆者		
<input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード）	<input type="checkbox"/> 旅券（パスポート）	<input type="checkbox"/> 在留カード	
<input type="checkbox"/> 官公署が発行した本人の顔写真が貼付された免許証等			
<input type="checkbox"/> その他 ()			